

契

平成 23 年 10 月 28 日  
社 援 発 1028 第 1 号

各  
都道府県知事  
指定都市の長  
中核市の長  
地方厚生（支）局長  
関係団体の長  
殿

厚生労働省社会・援護局長



(印 影 印 刷)

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の施行について  
(介護福祉士養成施設における医療的ケアの教育及び実務者研修関係) (通知)

介護福祉士については、先の第 177 回国会（常会）において成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 72 号。以下「介護保険法等一部改正法」という。）が平成 23 年 6 月 22 日に公布され、その業務内容に喀痰吸引等が追加され、平成 24 年 4 月 1 日に施行されます。

また、平成 19 年に成立した「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」（平成 19 年法律第 125 号。以下「19 年改正法」という。）における介護福祉士の資格取得方法の見直しについて、施行期日が平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 4 月 1 日に変更されました。

併せて、介護保険法等一部改正法のうち介護福祉士関係の内容に係る詳細については、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 23 年厚生労働省令第 132 号。以下「改正省令」という。）により示されました。

これらの具体的内容及び留意事項については下記のとおりですので、通知します。



## 記

### 1. 介護福祉士養成施設における医療的ケアの追加

介護保険法等一部改正法により、平成 27 年度以降は、介護福祉士がその業務として喀痰吸引等を行うことが可能となったため、介護福祉士養成施設の養成課程においても、医療的ケア（喀痰吸引等）に関する教育を行う必要があること。

介護福祉士養成施設における医療的ケアの教育に係る要件等については、改正省令に定めるもののほか、以下のとおりとすること。

#### (1) 教育内容・時間

##### ① 基本研修

講義形式で実施する基本研修の教育時間は、実時間で 50 時間以上とすること。

##### ② 演習

基本研修を修了した生徒に対しては、シミュレーター等を活用した演習を行うこと。

##### ③ 実地研修

実地研修を安全に実施するために、喀痰吸引等を必要とする者等の書面による同意、関係者による連携体制の確保等の要件を満たしている必要があり、その具体的内容については、「社会福祉士法及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）」に準じて取り扱うこと。

なお、介護福祉士の資格取得後に、介護保険法等一部改正法による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「改正後の士士法」という。）第 48 条の 6 第 1 項に規定する登録喀痰吸引等事業者（以下「登録喀痰吸引等事業者」という。）において実地研修を実施することが認められていることから、介護福祉士養成施設においては、必ずしも生徒に対して実地研修を実施しなくても、当該介護福祉士養成施設を卒業させることは可能である。

しかしながら、介護福祉士養成課程の中で、可能な限り実地研修を実施することが望ましく、また、仮に実地研修を実施することができない場合であっても、可能な限り見学の機会を設けることが望ましいことから、各介護福祉士養成施設においては、この点に留意してカリキュラムを編成すること。

#### (2) 教員要件

領域「医療的ケア」においては、他の三領域のように「当該領域における一貫性及び統一性が確保された科目の編成、授業の運営等につき責任を有する者」を配置する必要はないが、当該領域における教育内容の水準を担保し、医療的ケアが安全かつ適切に実施されるよう、その教員については、医療的ケア教員講習会修了者等であって、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格取得後 5 年以上の実務経験を有する者を配置すること。

また、当該介護福祉士養成施設の正規の教員ではなく、外部から教員を招へいし、「医療

的ケア」の教育を担当させることも可能であること。ただし、その場合には、当該教員について上記の要件を満たす必要があること。

なお、医療的ケア教員講習会の具体的内容・実施要件等については、「実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について」(平成 23 年 10 月 28 日社援発第 1028 第 3 号)を参照されたい。

### (3) 評価方法

医療的ケアに関する生徒の評価方法については、別途定める通知による。

### (4) 他の機関等と連携等を行うことにより教育の一部を実施させる場合

領域「医療的ケア」については、介護福祉士養成施設が自ら実施することが困難である場合には、他の介護福祉士養成施設、介護福祉士学校、福祉系高等学校等（特例高等学校等を含む。以下同じ。）、改正後の士法附則第 4 条第 2 項に規定する登録研修機関等に実施させることも可能であること。

### (5) 教育の開始時期

平成 27 年度以降の介護福祉士試験より、医療的ケアの内容が追加されることから、各介護福祉士養成施設においては、各養成課程の入所者の卒業時期が平成 27 年度以降となる場合には、当該生徒に対して医療的ケアの教育を行う必要があること。例えば、2 年制の介護福祉士養成施設であれば平成 26 年度以降の入所者が、4 年制の介護福祉士養成施設であれば平成 24 年度以降の入所者が「平成 27 年度以降の卒業者」となることが見込まれること。

その場合には、教育カリキュラム等の変更について、変更があった日から 1 か月以内に介護福祉士養成施設の所在地を管轄する地方厚生（支）局に対して届出を行う必要があること。

また、平成 24 年度における教員要件の変更届に関し、領域「医療的ケア」を担当する教員については、届出までに医療的ケア教員講習会を修了することが困難であることに鑑み、医療的ケア教員講習会修了予定として届出を行うことも差し支えないこと。

なお、平成 27 年度以前であっても、改正後の士法附則第 4 条第 2 項に規定する登録研修機関（以下「登録研修機関」という。）としての登録を受けることにより、登録研修機関として医療的ケアの教育を行うことが可能であること。その際、当該介護福祉士養成施設は、登録研修機関が満たすべき要件を満たした上で、都道府県知事に申請をする必要があること。

また、演習の実施に伴い演習室の改修・増設等を行う場合、あらかじめ介護福祉士養成施設の所在地を管轄する地方厚生（支）局に対して校舎の各室の用途等の変更の申請をする必要があること。この申請については、必要に応じ平成 23 年度中に行うことも差し支えないこと。

## (6) その他

本通知に定めるもののほか、介護福祉士養成施設における医療的ケアの取扱いに関しては、別添による改正後の「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」（平成20年3月28日社援発第0328001号。以下「養成施設の設置運営指針」という。）によること。

なお、19年改正法第3条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法附則第2条の規定により、同法第40条第2項第1号から第3号までのいずれかに該当する者であって、介護福祉士でないものは、当分の間、准介護福祉士となる資格を有することとされているが、准介護福祉士は、今後の廃止を前提とした暫定的な資格であることから、各介護福祉士養成施設においては、准介護福祉士資格の取得を目的とした募集を行わないこと。

## 2. 実務経験者に対する実務者研修（6月研修）の取扱い

認知症高齢者の増加、成年後見・権利擁護への対応など、介護福祉士に新しい役割が求められている中で、3年以上の実務経験者に係る介護福祉士の資格取得方法については、実務経験だけでは、十分に修得できない知識・技術を身に付けることが必要であり、19年改正法により、新たに実務者研修の受講が義務付けられた。

しかしながら、介護福祉士による喀痰吸引等の実施や、身近な地域での研修受講など、働きながらも受講しやすい仕組みの構築等に一定の期間を要することから、介護保険法等一部改正法により、その施行時期が3年延期され、平成27年4月1日とされた（19年改正法公布時の施行予定は平成24年4月1日）。

この実務者研修の実施主体に係る要件等については、改正省令に定めるもののほか、以下のとおりとすること。

なお、実務経験者に対して実務者研修の受講が義務付けられるのは平成27年度であるが、平成24年度以降に初めて介護等の業務に従事する者（介護福祉士試験の受験時に実務者研修の受講が義務付けられる者）が希望すれば早期の段階から数年間かけて少しずつ実務者研修を受講できるよう、各養成施設におかれては、平成27年度以前の指定申請を積極的に行われたいこと。その他の関係各位におかれては、各養成施設が早期に指定申請を行えるよう特段の配慮をお願いしたいこと。

### (1) 実施主体

実務者研修を実施する養成施設（以下「実務者養成施設」という。）については、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人に限定されるものではなく、営利法人やNPO法人など、法人格を取得している者であれば可能であること。

なお、複数の法人等が連携して実務者研修を実施することも可能であるが、その場合には、実務者研修の責任体制を明確にするため、代表となる法人等（以下「代表法人等」という。）を定めた上で、代表法人等名により実務者養成施設としての指定申請を行うこと。

この場合、実務者養成施設としての指定を受けているのは、あくまでも代表法人等であることに留意すること。

## (2) 教育方法

実務者研修については、専ら通学による方法（以下「通学課程」という。）と、通信課程を中心としつつ、一部通学を組み合わせる方法（以下「通信主体の課程」という。）の両方を認めていること。

なお、通信課程における教育方法としては、大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）等に規定する印刷教材等による授業、放送授業、面接授業、メディアを利用して行う授業等が想定されること。

## (3) 他の養成施設等と連携等を行うことにより教育の一部を実施させる場合

通学課程及び通信主体の課程のいずれにおいても、基本的には、その実施主体が教育を行うことを想定しているが、教育の質が担保される場合には、教育の一部について他の法第40条第1号から第3号又は第5号の規定に基づく学校又は養成施設等（以下「他の養成施設等」という。）に実施させることが可能であること。

ただし、実務者研修の実施に係る最終的な責任はあくまでも実務者養成施設が負うものであり、また、少なくとも実務者研修の一部については実務者養成施設が自ら研修を行う必要があるものとし、研修の全てを他の養成施設等に実施させることは認められないこと。

なお、面接授業によらなければならない「介護過程Ⅲ」の教育を他の養成施設等に実施させる場合においては、その実施先は、他の養成施設等又は介護実習Ⅱを行う介護実習施設のいずれかによるものとし、その実施先の教員は、実務者養成施設が「介護過程Ⅲ」の教育を行う際に課されている要件と同じ要件を満たす必要があること。

同様に、医療的ケアの教育を他の養成施設等に実施させる場合においては、その実施先の教員は、実務者養成施設が医療的ケアの教育を行う際に課されている要件と同じ要件を満たす必要があること。

その他の科目の教育を他の養成施設等に実施させる場合においては、その実施先の教員は、その教育内容について相当の学識経験を有する者又は実践的な能力を有する者を充てる必要があること。

## (4) 他研修等の修了認定

### ① 修了認定の考え方

地域の団体等で実施されている研修であって、一定の内容・質が担保されているものを修了した場合においては、実務者研修の相当する科目について、実務者養成施設で履修し修得したものとみなす（以下「修了認定」という。）ことが可能であること。修了認定は科目単位で行われ、当該科目については、実務者養成施設において改めて履修する必要がないこと。

## ② 修了認定の対象となる研修の条件

修了認定の対象となる研修は、以下の全ての条件を満たしている必要があること。

ア 実務者研修の教育内容における「教育に含むべき事項」が含まれている研修を当該科目の時間数以上行っていること。

イ 認定の対象となる研修を行う者（以下「認定研修実施者」という。）によって研修受講者の受講状況（出欠等）が確実に管理されていること。

ウ 実務者研修の到達目標と同様の観点から修了評価を適切に行っていること。

## ③ 認定研修実施者の義務等

認定研修実施者は、修了認定の対象となる研修を実施する1か月前までに、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生（支）局（以下「所管厚生局」という。）に別添の様式により届け出ること。ただし、訪問介護員養成研修、介護職員基礎研修、認知症介護実践者研修、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受けている介護福祉士学校及び福祉系高等学校等並びに厚生労働大臣の指定を受けている介護福祉士養成施設が行う教育科目（実務者研修の教育内容と同様の教育を行う科目に限る。）、喀痰吸引等研修については、当然に修了認定の対象となるため、所管厚生局に改めて届け出る必要はないこと。

また、認定研修実施者は、修了認定の対象となる研修の修了者に対して、別に示す「実務者研修認定ガイドライン」に添付されている研修修了証（実務者研修認定用）を、主たる事務所の所在地等を記載し、代表者名により交付するとともに、実務者養成施設からの照会等に対して適切に対応できるよう、研修修了後も修了者名簿及び研修概要（シラバス等）を管理する等の措置を講じ、実務者養成施設の照会に応じること。

なお、認定研修実施者が解散する場合には、修了者名簿及び研修概要を所管厚生局に提出することとし、一定期間は所管厚生局において管理すること。

## ④ 実務者養成施設における取扱い

他研修等の修了認定を希望する実務者養成施設の生徒は、認定研修実施者から交付を受けた研修修了証の写しを実務者養成施設に提出すること。実務者養成施設においては、当該提出を受けた研修修了証を確認した結果、実務者研修の教育内容の一部について修了認定が可能であると判断する場合には、修了認定を行うことができること。その際、実務者養成施設においては、研修修了証に記載された研修内容についての不明点について、必要に応じて認定研修実施者又は所管厚生局に照会すること。文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受けている介護福祉士学校及び福祉系高等学校等並びに厚生労働大臣の指定を受けている介護福祉士養成施設が行う教育科目についても同様の扱いとすること。

なお、研修内容が修了認定可能な水準に達しており、かつ、生徒が他研修等の修了認定を希望しているにもかかわらず、実務者養成施設において、合理的理由がなく修了認

定を行わないという運用がなされないよう、留意されたいこと。

ただし、他研修等の修了認定を希望する生徒の知識・技術の修得水準が不十分であると判断される場合には、実務者養成施設において補足的な講義等を行った上で、修了認定を行うこと。

⑤ その他

その他、「他研修等の修了認定」については、別に示す「実務者研修認定ガイドライン」を参照されたいこと。

(5) その他

実務者養成施設の指定に係る実地調査については、教育を他の養成施設等に実施させる場合の実施先を含め図面の審査で差し支えないこと。

実務者養成施設にあつては、可能な限り低廉な費用で開講することが望ましいこと。

3年以上介護等の業務に従事した者であつて、実務者研修を修了した者は、介護福祉士試験の実技試験を免除すること。

本通知に定めるもののほか、実務者養成施設の設置及び運営に関しては、別添による改正後の養成施設の設置運営指針によること。

3. 関係通知の改正

養成施設の設置運営指針を別添のとおり改正すること。

なお、この改正は平成27年4月1日から適用するものであるが、生徒に対して医療的ケアの教育を行う介護福祉士養成施設及び同日以前から実務者研修を実施する実務者養成施設については、適用前であっても改正後の養成施設の設置運営指針により運営等を行うこと。

(様式)

実務者研修認定研修実施届出書

研修の名称				
実施主体の名称				
実施主体の主たる事務所の所在地等				電話番号：
研修を実施する会場の所在地（都道府県単位）				
開講スケジュール			受講定員	
年月日～年月日	年月日～年月日	年月日～年月日	年月日～年月日	
責任者の氏名				
実務者研修科目名（時間数）	認定研修内容			
	研修科目名	教育の内容		開講時間数
（時間）				
		合計		
（時間）				
		合計		
（時間）				
		合計		
■ 修了評価の方法				

(注) 開催要綱等、研修の内容がわかる資料を添付すること。

毎年度研修を行う場合であって、研修内容に変更がない場合は、研修内容がわかる資料の添付は省略して差し支えないこと。

当講習会の内容は、上記のとおりです。

平成 年 月 日

法人・機関名： \_\_\_\_\_

法人・機関代表者氏名： \_\_\_\_\_

印 \_\_\_\_\_